

金融庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成19年10月12日
金融庁地球環境対策推進委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、金融庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

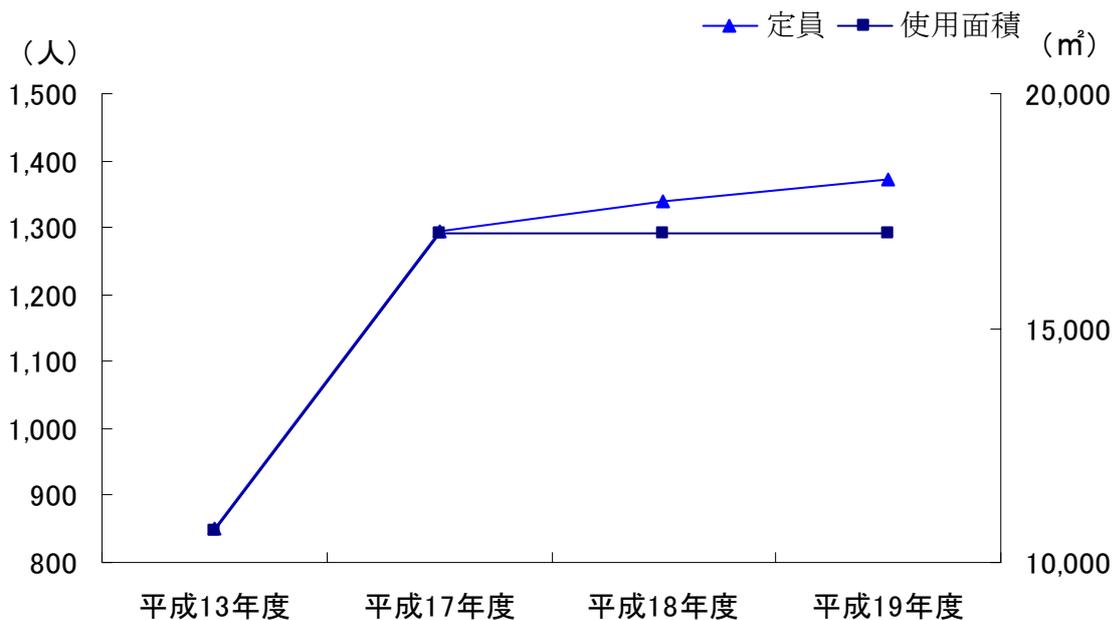
記

金融庁の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において13年度比で約22.5%増加しており、旧実行計画の7%削減目標からは約29.5%超過している。

この要因としては、拡大する金融行政の需要に対応するため、金融庁の組織が急速に拡大されてきた結果、平成18年度末現在、定員、使用面積ともに、当計画の基準年度（平成13年度）比の約1.6倍となったことがある。

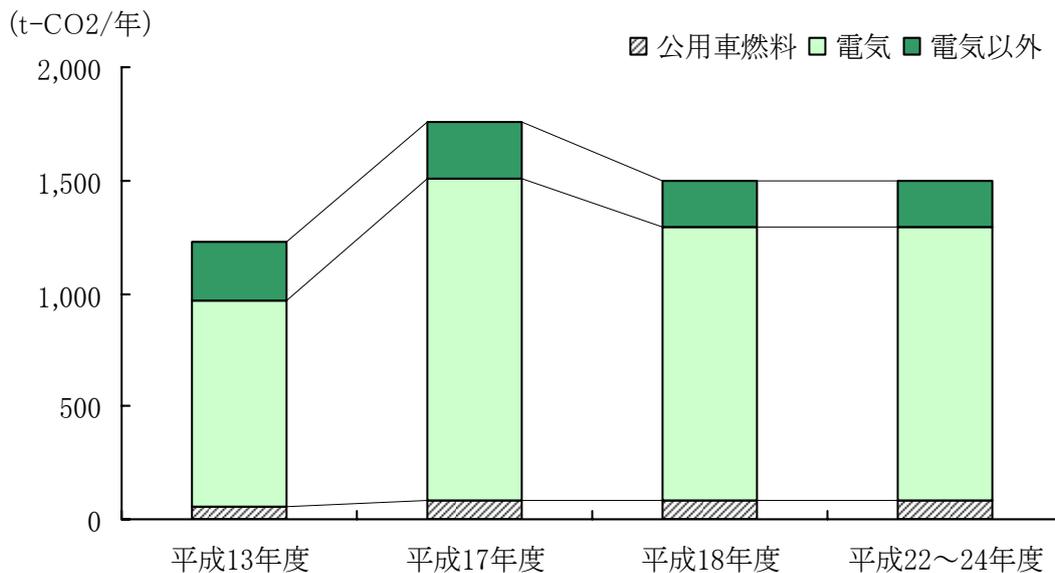
なお、金融庁における1人当たりの温室効果ガス排出量及び1㎡当たりの温室効果ガス排出量は、ともに平成18年度において平成13年度比で2割以上の減となっている。

定員と使用面積の推移



金融庁は、政府の実行計画第4の6（5）中段に該当するものと整理されていることを踏まえ、金融庁として技術的に採用可能な取組を最大限行うことにより、目標年度である平成22～24年度迄の総排出量の平均を、平成18年度の水準で維持することを目標とし、以下の取組を行うこととする。

温室効果ガス排出状況及び目標値



1. 対象となる事務及び事業

原則として、金融庁が行う全ての事務及び事業を対象とする。

2. 実施計画の期間等

実施計画の期間は平成19年度から平成24年度とし、計画の実施状況、技術の進歩、中央合同庁舎第7号館移転後の排出状況等を踏まえ、必要に応じ実施計画を見直すこととする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車（一般公用車及び一般公用車以外の公用車）については、低公害車比率100%を維持する。

(2) 自動車の効率的利用

- ① アイドリング・ストップ装置の積極的な導入・活用、待機時のエンジン停止の励行等、環境に配慮した運転を行う。
- ② 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。
- ③ 3メディア対応型の交通情報通信システム(VICS)対応車載器を積極的に搭載・活用する。
- ④ 公用車の待機用に蓄熱用ウォームマットを導入する。
- ⑤ ガソリンを満タンにしない。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推進する。
- ⑦ 毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の利用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・ 警備上支障のある場合
(例) 大臣車、長官車、その他特別の警備を必要とする車両
 - ・ 業務上支障のある場合
(例) 緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合。

(3) エネルギー消費効率の高い機器の導入

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、給湯器、ルームエアコン、テレビ等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の更新等にあたっては、環境配慮物品を選択する。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ① 電子メールの活用等によりペーパーレス化を一層推進する。
- ② 文書配布先の見直し、両面印刷・両面コピーの徹底、2分割縮小コピーの活用等により、コピー枚数の削減を図る。

(5) 再生紙などの再生品や木材の活用

- ① 再生紙の使用等
 - ・ コピー用紙、罫紙、起案用紙等の用紙類について、再生紙の使用を推進する。
 - ・ 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。
- ② 木材、再生品等の活用
 - ・ 文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られた製品の使用を推進する。
 - ・ コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再利用を推進する。
 - ・ 間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

- ・ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルルートが確立しているものを使用する。

(6) 電力購入方式の見直し

庁舎管理官庁に協力して、省CO₂化の要素を考慮した電力購入方式への見直しを行う。

4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 庁舎管理官庁が主導するエネルギー使用合理化のための設備・機器の導入、改修及び運用改善について、積極的に協力をする。
- ② トイレ等の使用頻度の少ない箇所の照明については、人感センサーを設置するよう務め、使用時のみの点灯を行う。
- ③ 庁舎管理官庁における入居庁舎の電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量を削減し、それに伴う温室効果ガスの排出量を低減させるための対策について、積極的に協力する。
- ④ 庁舎管理官庁に協力し、エレベーターの一部停止（利用が集中する始業時間等、一部の時間帯を除く）を継続する。
- ⑤ 廊下、湯沸室等の照明を間引き点灯する。
- ⑥ 湯沸室に設置している貯蔵式湯沸器について、冬季を除き極力その使用を制限するよう努める。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 個別の空調設備について金融庁で独自に調達する場合には、温室効果ガスの排出の少ない空調設備を導入する。
- ② 庁舎付属の空調設備については庁舎管理官庁に協力して、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎管理官庁と連携し、冷暖房運転時間の短縮及び適正な温度管理（冷房28℃、暖房19℃程度）を継続して実施する。

(4) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

庁舎管理官庁に協力して、庁舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(5) E S C O事業の導入

庁舎管理官庁と連携して、E S C O事業（Energy Service Company）の検討等を進める。

5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

① ハード対策

- ・ O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ・ O A機器のスタンバイモードへの移行時間を短縮する。
- ・ 事務室廊下側の照明の間引き点灯を実施する。

② 職員による取組み

- ・ O A機器の未使用時、退庁時の主電源オフを徹底する。
- ・ コピー枚数の削減を徹底する。
- ・ 執務室照明について、昼休み等及び残業時の必要箇所を除く消灯を徹底する。
- ・ 共用部照明について、未使用時のこまめ消灯を徹底する。
- ・ 個別空調の運転時間の見直し及び設定温度の適正管理を徹底する。
- ・ 冷房運転時にはブラインドを使用する。
- ・ 温水洗浄便座は冬季を除き使用しない。
- ・ 執務室における夏季の軽装を励行する。
- ・ 直近階への移動について階段の使用を励行する。

(2) 廃棄物の減量等

- ・ 電子メールの活用等によりペーパーレス化を一層推進する。(再掲)
- ・ 文書配布先の見直し、両面印刷・両面コピーの徹底、2分割縮小コピーの活用等により、コピー枚数の削減を図る。(再掲)
- ・ 不要になった用紙の分別回収BOXを設置するなど、事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

6. 職員に対する研修等

- (1) 職員に「環境家計簿」や「1人1日1kgのCO₂削減」に向けた「私のチャレンジ宣言」のサイトの利用を社内LANを活用し促す。合わせて職場だけでなく、職員の家族、家庭における実践を奨励する。
- (2) 昼休みの一斉消灯など、具体的な取組みについての周知徹底を行う。
- (3) 職員から「目安箱」として省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものについては検討のうえ実行する。

7. 金融庁実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

(1) 金融庁地球環境対策推進委員会（以下「委員会」という。）のメンバーは以下のとおりとする。

総括審議官（委員長）

総務企画局総務課長、政策課長、企画課長、検査局総務課長、監督局総務課長、証券取引等監視委員会事務局総務課長、公認会計士・監査審査会総務試験室長、総務企画局総務課管理室長、監督局監督調査室長

(2) 委員会は、本計画の推進、評価及び点検等を行う。

(3) 委員会事務局は、総務企画局総務課総務係及び総務課管理室（調達係・庁務係）とする。

(4) 委員会の下に検討部会を設置し、庁内職員への周知徹底を通じて本計画の着実な実行等を図る。

(5) 委員会は、原則として年4回開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

(6) 委員会は、本計画の推進状況を踏まえ、必要に応じて設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員の取組み強化等を指示するものとする。

8. 金融庁の削減計画

【府省全体】

金融庁温室効果ガス削減計画

		平成 13 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 22～24 年度目標		
(単位)						(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	58,941	82,759	88,156	88,156	49.6%.	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,165,211	1,673,569	1,411,457	1,411,457	21.1%.	
電気	kg-CO2	904,772	1,426,858	1,207,231	1,207,231	33.4%.	
	(電気使用量)	kWh	2,393,576	3,321,383	3,083,883	3,083,883	28.8%.
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.430	0.391	0.391	
	電気以外	kg-CO2	260,439	246,711	204,226	204,226	-21.6%
その他	kg-CO2	—	—	—	—	—	
合計	kg-CO2	1,224,152	1,756,328	1,499,613	1,499,613	22.5%.	

(注1) 削減量に関する計数は、庁舎移転後の電力・ガス等の使用実績を踏まえ、必要な場合は見直しを行う場合がある。

(注2) 金融庁における1人当たりの温室効果ガス排出量及び1㎡当たりの温室効果ガス排出量は、ともに平成18年度において13年度比で2割以上の減となっている。

1. 中央合同庁舎第4号館全体としての削減対策（平成19年まで）

① 設備改修等ハード対策

廊下照明のインバーター化 (35t-CO2)

② 運転・管理等ソフト対策

冷暖房の運転時間の短縮 (69t-CO2)

エレベーターの一部運休 (14t-CO2)

事務室廊下側照明の間引き点灯 (13t-CO2)

③ その他、庁舎管理官庁が行う各種対策に積極的に参加する。

(注) () 内は中央合同庁舎第4号館で削減されたCO2のうち金融庁の削減量を示す。

2. 中央合同庁舎第7号館（平成20年以降）

(1) 金融庁は平成20年1月、中央合同庁舎第4号館ほかより、グリーン庁舎として新営される中央号合同庁舎第7号館へ移転、集約化される。この庁舎移転による新たな環境への対策は以下のとおり。

① 太陽光発電

太陽光発電設備（官庁部分 47,168kWh/年）の設置。

② 風力発電

小型風力発電設備（官庁部分 40,100kWh/年）の設置。

③ コージェネレーションシステム／燃料電池

電力負荷逡減に寄与する、高効率の熱・電力併給システムの採用。

④ 大規模蓄熱システム

電力負荷逡減に寄与する、高効率の冷凍機、冷水蓄熱槽の採用。

⑤ 変流量・変風量システム

設備用水・空調の流量を最適化することによる搬送動力の逡減。

⑥ 省資源サニタリーシステム

水資源・電力逡減に寄与する、節水節電型衛生器具の導入。

⑦ BEEMS（ビル環境エネルギーマネジメント）

各種エネルギーの効率利用に資する、最適化設備運転システムの導入。

⑧ 高効率照明設備等

Hf型蛍光灯等の採用及び自動調光等の省エネ制御の実施。

(2) 金融庁独自の削減対策

① 金融庁業務システムの統合

基幹3システムの統合による機器削減（32t-CO2）

② 金融庁実施計画により温室効果ガスの排出削減のための措置を実行する。